



**(基本方針 1)**

- I 確かな学力と自立する力の育成**
  - 1 確かな学力の育成
  - 2 伝統文化の尊重と国際性をはぐくむ教育の推進
  - 3 特別支援教育の推進
  - 4 進路指導・キャリア教育の推進
  - 5 新しい時代に対応する教育の推進
- II 豊かな心と健やかな体の育成**
  - 1 人権を尊重する教育の推進
  - 2 豊かな心をはぐくむ教育の推進
  - 3 体験活動の推進
  - 4 教育相談・生徒指導の充実
  - 5 体力の向上と体育・健康教育の充実
- III 質の高い教育体制の充実**
  - 1 教職員の資質・能力の向上
  - 2 学習環境の整備充実
  - 3 地域に開かれた特色ある学校づくり
  - 4 教育委員会運営の充実
- IV 安心・安全な教育環境の整備**
  - 1 学校施設・設備の整備拡充
  - 2 子どもたちの安心・安全の確保
  - 3 学校給食の充実
  - 4 地域ぐるみで学校を支援する体制の整備

**(基本方針 2)**

- I 家庭・地域の教育力の向上**
  - 1 家庭教育・子育て支援
  - 2 地域の教育力の充実と子どもの居場所づくり
  - 3 青少年教育と健全育成の推進
- II 生涯学習の振興と社会教育の充実**
  - 1 生涯学習・社会教育の充実
  - 2 人権教育の推進
  - 3 公民館活動の充実
  - 4 図書館サービスの充実
  - 5 芸術文化の提供と創造
- III 生涯スポーツの振興**
  - 1 スポーツ推進と健康増進
  - 2 スポーツ施設の整備充実
  - 3 スポーツ指導者の養成と団体支援
- IV 文化財保護と郷土学習の推進**
  - 1 文化財保護の推進
  - 2 遺跡の保護と調査研究の推進
  - 3 文化財の活用と郷土学習の推進
  - 4 資料館活動の充実

豊かな知性と感性をはぐくむための  
「基本目標と主要な施策」

**今後4年間を見通した三芳教育の方向性**

「計画の基本体系」計画では、今後4年間を見通した三芳教育の方向性を掲げています。これらを実現するため、実効性のある具体的な内容を次のように定めました。

**(1) 基本理念**

三芳町教育振興基本計画では、町の第4次総合振興計画で掲げる町の将来像

「みんながつくる みどりいきいき ぬくもりのまち」

の教育分野の方針である、基本計画Ⅲ「豊かな生涯学習をはぐくむまちづくり」、また、教育基本法の「生きる力」という理念を踏まえ、本町の教育行政を推進していくための基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

**「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」**

「生きる力をはぐくみぬくもりのある豊かな地域社会を拓く」

**三芳町教育振興基本計画を策定**

**『豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育』の実現へ**

町の実情に即した教育の理念や方針を基に、学校教育と社会教育を柱とした、教育振興のための施策に関する基本的な計画として「三芳町教育振興基本計画」を策定しました。

**教育だより**  
問い合わせ  
教育総務課施設庶務係  
(内線535)



『三芳町教育振興基本計画』は役場4階資料室や各公民館、中央図書館、歴史民俗資料館や町ホームページでご覧いただけます。

三芳町教育委員会では、国や県の取り組みや提言、町の第4次総合振興計画に沿って、毎年度教育行政重点施策を策定し、「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」の実現に向けて取り組んでまいりました。

このような中で、平成18年12月に教育基本法の一部が改正されたことに伴い、町の実情に即した教育の理念や方針を基に、学校教育と社会教育を柱とした、教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「三芳町教育振興基本計画」を策定しました。

本計画は平成24年度から、町の第4次総合振興計画の最終年度となる平成27年度までの4年間を計画期間として、これまでの取り組み実績や成果を踏まえ、今後の町の教育に関する方向性と目標を明らかにし、目標ごとの具体的な取り組みなどを示しています。

**(2) 基本方針**

基本理念を踏まえて、基本目標の達成に向けて諸施策を推進していくための基本方針を、毎年度策定している「三芳町教育行政重点施策」の中で掲げる「三芳教育の目標」から、学校教育と社会教育の2つの柱を基本として、次のように定めました。

**① 未来を拓く 学びの力**

未来を切り拓き社会の変化に主体的に対応できる知性を高め、心身ともに健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志をもったたくましい人間を育成します。

**② 生き生きと輝く 学びの場**

すべての町民が、みどり豊かな「ふるさと三芳」に誇りと愛着を持ち、豊かな人生を送るために生涯にわたって主体的に学び、その成果を活かすことのできる活力ある生涯学習社会をつくります。

**(3) 基本目標、主要な施策、主な取組**

基本方針ごとに4つずつ、合わせて8つの基本目標を定め、さらに、現状と課題に沿った「主要な施策」、具体的な方策としての「主な取組」を設定し、目標達成に向けた取り組みを推進していきます。

